**YLOニュースレター（2025年2月号）**

皆様

寒い日が続きましたが、お元気でいらっしゃいますか？

当事務所も先代の矢吹輝夫弁護士が設立してから６３年目となり、矢吹公敏弁護士が参加してから３０年目が見えてきました。その間、依頼者の方々にお世話になり、心から御礼申し上げます。そのような依頼者の方々がいて、私どもも成長できてきたと感じています。グローバルウォーミングといわれる中で、今年の冬は寒波が長期に渡り居座り、北国をはじめ日本の多くの地域で大雪に見舞われています。震災や洪水の被害を受けた能登地方の方々のご苦労を思うと胸が痛くなります。頑張ってください。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**公正取引委員会**は、**2月18日**に、**長野県内のガソリンの販売事業者**などが**不正に価格を調整するカルテル**を結び、独占禁止法に違反した疑いがあるとして、**県石油商業組合に立ち入り検査**を行ったとメディアで報道された。関係者によると、**県北部の北信地区で複数の販売事業者**などが、ガソリンの店頭表示価格を不正に調整するカルテルを結び独占禁止法に違反した疑いがあるということである。談合やカルテルは、日ごろ付き合いがある事業者同士が接触する場で話されることが通例である。各社に**競争事業者との接触規程**を設けることを推奨する。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250219/k10014726471000.html>

○　最近、**公正取引委員会**は**下請け法違反**で**勧告を出す事例が多く**なっている。我が国の下請事業者が下請代金の引き上げ交渉などで不利に扱われてきた慣行に対して積極的にメスを入れようとしているようである。**荏原製作所に対する勧告（不当な経済上の利益の提供要請の禁止違反）**、**フクシマガリレイに対する勧告（下請代金の減額の禁止）**、**愛知機械工業に対する勧告（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）**、**中央発條に対する勧告（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）**などの事案がある。優越的地位の濫用や下請法違反とならないように注意が必要である。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250220_Ebaraseisakusyo.html>

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250219_kinki_shitauke.html>

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250218_chubu_shitauke2.html>

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250218_chubu_shitauke1.html>

〇 **公正取引委員会事務総局及び中小企業庁**は、**適切な価格転嫁**を我が国の新たな商慣習として**サプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備**する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討してきた。**企業取引研究会（座長：神田 秀樹 東京大学名誉教授）**が、**令和６年１２月２５日**に「**企業取引研究会報告書**」を公表し、本年１月２３日を期限として関係各方面から広く意見を募集した結果が、公表された。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221_kigyotorihiki_iken.html>

〇　**公正取引委員会**は、**2025年3月21日**まで、**任期付弁護士３８名の公募**を行うこととし、２月１７日から募集を開始している。経済取引局、取引部、審査局での採用を予定しているという。**専門性が競争政策の積極的な推進に貢献**すると考えているとのことである。

<https://www.jftc.go.jp/file/exam_guide_fixed-term_employee_of_lawyer_r7.pdf>

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 新聞報道によると、**厚生労働省**は**1月31日**、**日本で働く外国人**が昨年10月時点で**230万人**となり、前年に比べて**12.4%**増えたと発表した。在留資格別に見ると、製造業の技術者や介護人材などを含む「**専門的・技術的分野」が71万人と20.6%増えて首位**になった。国籍別に見ると、**ベトナムが57万人**と全体の24.8%を占め、次いで中**国が40万**人、**フィリピンが24万人**だった。そして、**外国人技能実習制度**が**2027年までに育成就労制度**に生まれ変わる。外国人労働者が来日する際の**送り出し機関への支払い**が負担であることが問題であったが、新制度で**本人負担は日本での月給2カ月分を上限**とし、超過分は**受け入れ企業が肩代わり**しなければならない、とされる予定である。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA28BME0Y5A120C2000000/#:~:text>

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE22CAP0S5A120C2000000/>

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　[k.yabuki@yabukilaw.jp](mailto:k.yabuki@yabukilaw.jp)

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）